春日部夢の森公園 ゆめのもりサポーター 募集要項

公園の魅力づくりに協働する団体や県民を募集します









令和5年8月版



春日部

夢の森公園

目 次

はじ	ÿめに·······2
1.	春日部夢の森公園について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2.	実現できる協働プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3.	協働に関するお約束ごと・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4.	申請手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・8
5.	登録後のメリット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
6.	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

はじめに

春日部夢の森公園は、「ふれあいの森」〜人と自然、人と人のつながりを継承する』をコンセプトとして、県民・企業・団体・学校等の協働のもと森づくりなどの公園の管理や、公園を活かしたさまざまな取組みを行う県内では初めて試みです。

植樹については、令和元年度から春日部市内の学校や地域団体、市民の方々を中心に参加をしていただき、順調に進められています。令和3年10月には公園が部分開園し、令和5年3月には北園も含めて全面開園しました。

今後、公園を舞台にしたさまざまな活動を活性化させるにあたり、パートナーとして魅力のあふれる公園づくりに一緒に参加していただける団体や個人の方を広く募集します。

本要項をご覧いただき、ぜひ積極的にご参加を検討いただけ ますよう、お願いいたします。













1. 春日部夢の森公園について

春日部夢の森公園は、緑の少ない都市部において、「みどりの再生」を積極的に推進するためのシンボルであり、里山の機能を持った環境保全やレクリエーションの場としての新たな都市公園づくりに取り組んでいます。森づくり活動については、「植樹計画書」「森づくり活動 ルールブック」(春日部夢の森公園ホームページに掲載しているほか、公園管理事務所でも配布しております)詳しく記載しておりますので、そちらも必ずご確認ください。

基本理念(ミッション) 身近なみどりを次世代に引き継ぐ



目標(ビジョン)

「人と自然のふれあい」 「人と人のふれあい」の森を創出

■1-2 森づくりのコンセプト

ふれあいの森

~人と自然、人と人のつながりを継承する~

ふれあいの森は、次の2つの意味をもっています。

〇 人と自然をつなぐ森

みどり再生のシンボルとして、里親の樹林、水辺、草地などの自然環境を創出し、 有機的につなげた生態的なシステムにより構成される自然的環境

○ 人と人をつなぐ森

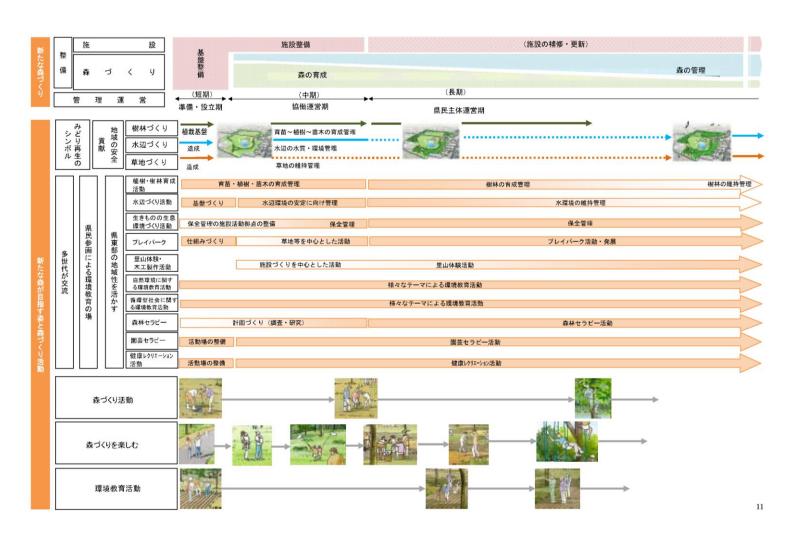
様々な恩恵を享受してきた里山を再生することで、常に時代の要請に応えた持続可能なライフスタイルや地域社会を構築していく社会的環境

森づくり活動を通じて、「人と自然」「人と人」の関わりを体験し、持続的なライフスタイルや地域社会のありかたについて学ぶことができる森とします。

2. 実現できる協働プログラム

■2-1 概要

春日部夢の森公園では、公園を活用したさまざまな協働プログラムを県民が自ら主体的に企画・実現することができます。下図は、公園の検討段階において示されている活動例です。当面は、森林の育成や管理が中心になりますが、今後の森の生長にも合わせながら、さまざまなアイデアを県民参加のもと実現していくことを予定しています。



2. 実現できる協働プログラム

■2-2 プログラム例

現時点におきまして、公園で実現ができるプログラム例になります。以下に記載しました 内容以外でも、自由な発想での提案も受付していますので、まずはお気軽に公園までご相 談をお願いします。

生物の 生息環境 づくり 多様な生物が生息できる自然環境の再生を目指した活動です。

(活動例) ● 園内の水辺やを活用したビオトープづくり

● 在来性草本からなる草地づくり

● 希少生物保護、増殖活動や外来種対策

調査研究

学習活動

生物相の調査や環境学習を行うフィールドとして公園をご利用いただけます。

(活動例) ● 植物・昆虫類・鳥類等の生物調査や苗木の生育状況のモニタリング

● 教育機関や環境団体による学習活動や研究活動

● 生物多様性や循環型社会に関する学習、啓発

花風景 づくり 園内に花などを植え、魅力的な花風景を作ったり、ガーデニングを楽しんだりします。

(活動例)● 花壇づくり、園芸セラピー

● 水辺の湿生花園づくり

● コミュニティガーデンづくり

健康づくり

レクリエー

ション

園内やサークル室においてさまざまな健康づくりやレクリエーション動を行います。

(活動例)● ウォーキング・ヨガなどの健康づくり活動

● 音楽、絵画、文芸、工作など趣味の活動

● その他のレクリエーション活動

プレイパーク・子育て支援

子どもの遊び場づくりなど、子育て支援を目的とした活動を行います。

(活動例) ● プレイパークづくり

● 読み聞かせ、子ども食堂など、子育て支援活動

● 子育て交流イベント

その他の活動

その他、自由な発想による提案をお待ちしております。

(活動例) ● 文化イベント、地域交流イベント

● オープンカフェ

● 福祉活動 など

3. 協働に関するお約束ごと

ゆめのもりサポーターとして認定を受けたい団体や個人は、以下のことを遵守していた だくことが条件となります。

- 1. 春日部夢の森公園は公共スペースのため、以下に該当する活動はできません。
 - ・都市公園法、埼玉県都市公園条例などの関連法令に反する活動
 - ・公序良俗および公園の利用者遵守事項(10ページ参照)に反する活動
 - ・営利や宣伝を目的とした活動
 - ・政治的主張や思想信条の主張を目的とした活動
 - ・宗教の勧誘を目的とした活動
 - ・反社会的勢力が関与する活動
 - ・公園の利用者の利用を過度に阻害する活動や、地域住民にとって迷惑となる活動
 - ・その他、公共スペースとして相応しくないと指定管理者が認定した活動
- 2. 春日部夢の森公園は、県東部の自然再生を目指した公園です。外来生物や県東部の低地帯に生息していない生物の持ち込みや放流、植え付けはできません。ただし園芸目的の場合は、管理された花壇等に限り、野生化による生態系への悪影響の懸念がない範囲で植え付けが可能です。
- 3. 公園のコンセプトを理解の上、公園の魅力づくりに資する活動であるとともに、 県民が広く参加できる活動としてください。
- 4. 活動内容によっては、埼玉県、管轄の保健所、消防署等に別途許可を得る必要が ございます。
- 5. 原則として、参加者自らの予算で活動していただきます。
- 6. 活動中の安全には十分に配慮をしてください。 保険については、各参加者で加入をお願いします。

3. 協働に関するお約束ごと

森づくり活動ルールブックにおいて定められた「森づくり活動のお約束ごと」についても、 遵守をしていただきます。

春日部夢の森公園 森づくり活動のお約束ごと
骨口品多の森公園 森フトケ石動のの別名とこ 森づくり活動に参加するにあたり以下の内容に同意します。
□ 春日部夢の森公園が目指す森づくり活動の趣旨を理解し、参加します。
□ 営利を目的としません。
□ 植樹計画書の考え方に沿って活動します。
□ 生物多様性の考え方を理解して活動に参加します。
□ 春日部夢の森公園の管理運営に協力します。 □ ぬの活動に対する数章をはらる。
□ 他の活動に対する敬意をはらう、尊重するなどの協力関係を築きます。また、活動が競合す る場合は、お互いが協議し調整し、困難な場合は、協議会が調整を行います。
□ 活動では参加者や公園利用者の安全を優先します。
□ 公園利用者への配慮や森づくりの啓発を行っていきます。
□ 活動にあたっては、協議会で決定されたことを守ります。
□ 活動内容について審査を求められた場合は、審査を受けることを承諾します。審査の結果不
適合と判断された場合には、活動は行いません。
□ 毎年の活動内容などを年間活動報告に記入し提出します。
□ (イベントなどの)活動報告が求められた時には、活動内容を取りまとめて速やかに提出し
ます。 - ローバチについてウコ <i>まにてに</i> います。かか、バチロははギニンニ・マクロウに加えします。
□ 活動について自己責任で行います。なお、活動団体はボランティア保険に加入します。 □ 上記が守れない場合や、活動の継続が困難になった場合は、活動を辞退します。
ロー上記が引わない場合で、
以下のいずれにも該当する者でないことを誓約します。
i 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定す
る暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
ii 上記に掲げる者から委託を受けた者並びに上記に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構
成員
iii 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗
営業に該当する事業者を営む者 iv 貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業のうち、金銭の貸付を主な業として営む
1V 負金条法(昭和30年法律第32号)に焼たする負金条のプラ、金銭の負的を主な案として苦む 者応募の際に民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(昭和14年法律第154号)に
よる再生手続き又は更生手続開始の決定を受けている者
また、必要な場合には、事業から暴力団等を排除するため、埼玉県警本部又は所轄する警察
署に照会する場合があります。
住所:〒 -
連絡先:
署名:

4. 申請手順について

ゆめのもりサポーターとして活動を希望する方は、以下の流れに沿ってお申込みをお願いします。

1. 事前相談

まずは春日部夢の森公園にご連絡をいただき、活動したい内容について事前に打ち合わせをお願いします。打ち合わせの結果、申請が可能となった場合は、次のステップに進み申請書類を提出してください。申請は、県内を中心に活動している団体、個人、学校、企業等、どなたでも可能です。活動実績等は問いませんが、継続的な活動ができることが前提となります。

2. 申請書類の提出

以下の書類を、春日部夢の森公園まで提出してください。

- ① ゆめのもりサポーター 登録申請書 (指定様式)
- ② 森づくり活動のお約束ごと (指定様式)
- ③ 活動計画書および予算書 (任意様式)

指定様式については、春日部夢の森公園ホームページからダウンロード可能です。 (https://kasukabe-yumenomori.jp/mori/)

3. 審査

申請書類に基づいて、春日部夢の森公園指定管理者が審査を行います。

申請内容によっては、森づくり協議会の有識者に諮問を行ったり、県の許認可を得る必要があります。審査結果によっては、計画の修正を依頼したり、登録申請を不許可とすることがございます。

【諮問や許認可が必要な例】

- ◆ 公園のデザインや植樹計画に関すること、生態系に関すること。→森づくり協議会や有識者に諮問を行うことがあります。
- 工作物の設置
 - →埼玉県都市公園条例に基づく許可が必要です。

4. 認定

審査通過後、ゆめのもりサポーターとして認定しますので、活動をスタートしてください。活動終了後には、報告書を提出してください。

5. 認定後の注意事項

登録期限はありませんが、申請内容に虚偽があったとき、活動に関するルールに違反したとき、活動の実態が計画から大きく乖離しているときは、認定を取消すことが ございます。

5. 申請後のメリット

ゆめのもりサポーターと認定された後は、以下のメリットがあります。

1. サークル室の優先利用

管理事務所内のサークル室について、一般団体よりも早く、利用日4か月前から予約ができるようになります。ただし、月2日までとさせていただきます。

2. 利用料金の減免

サークル室および園内の行為許可料金が無料となります。ただし、ゆめのもりサポーターとして認定を受けた活動の範囲内においてのみ適用されます。

3. メンバー募集の協力

公園内掲示やホームページで活動内容を紹介し、メンバー募集に公園も協力します。

4. 物品類の保管

活動に利用する物品、器具類を公園内倉庫に保管できます。(利用できるスペースには限りがあります)

また、公園の貸出可能な管理器具類を使用可能です。

●使用可能物品

スコップ、ガーデンショベル、じょうろ、小鎌 鋼付、水タンク、ホース 園芸用はさみ、木材用のこぎり、大枝切狭、剪定ハサミ、刈込鋏、リール型 メジャー竹ほうき、ロングワーキングブラシ 等

5. 森づくり協議会に参加

森づくり協議会のパートナーシップ(PTS)部会員として、公園の管理運営に参加できます。

6. 公園主催イベントに参加

「森づくりフェスタ」などの公園主催イベントや植樹活動に参加ができます。

6. 参考資料

春日部夢の森公園 利用者遵守事項

令和4年4月 | 日制定 日本環境マネジメント株式会社

- 埼玉県都市公園条例第8条による禁止事項
 - (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
 - (2) 土地の形質を変更すること。
 - (3) 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
 - (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
 - (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (6) 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
 - (7) ごみその他汚物を捨てること。
 - (8) その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。
- 利用者に行わないようお願いする事項
- (I) 犬を放し飼いにすること(リード等で保持せずに散歩させること)。
- (2) 園内で野球等の球技を行うこと。
- (3) 大きな音量を発生させる楽器や拡声装置等を使用すること。
- (4) ラジコン機やドローン等を使用すること。
- (5) 釣りをすること。
- (6) 園内を自転車やバイクで通行すること。
- (7) 駐車場を公園利用以外の目的で使用したり、駐車以外の目的で使用すること。
- (8) あずまや等の施設を長時間に渡り独占的に使用すること。
- (9) 動物にえさを与えること(自らが飼養する動物を除く)。
- (10) スケートボード等を行うこと。
- (11) 無許可で生物を放流、遺棄、植付等をすること
- ※令和4年4月1日より適用